

大阪府衛生管理協同組合理事長 米田健司



この度の豪雨と大阪府北部を震源とする地震により、被災された皆様に対してお見舞い申し上げます。また、お亡くなりになられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

さて先だって、私どもの組合の役員の方々とざっくばらんなお話の中、つい「これから私たちの商売はどうなるのかねえ」ということになりました。

人間が生きている限り、出すものは出すし出るものは出る。どんなに細っても、し尿の仕事は無くならんよ。というところでその場は済みました。ここで心配したのは、仕事がなくなくなることであって、その仕事をする人がいなくなることを心配したわけではありません。その中で、おひとりの方が、従業員の人手不足について不安をもらされました。「右見て、次、左向いたらもう一人辞めている。一人辞

められたら、組んでしてる仕事、車も含めて回らんようになる」とおっしゃいまして、昨今の人手不足でこの業界へ来る人のないことに、ほとんど悲鳴に近い声をもらされま

する。そんな負の連鎖にはまっ
てしまいます。その意味も含
め、従業員にそれなりの待遇
をすることで、この業界に来
てもらいたい、と考えるのは
私だけではありません。

一般廃棄物の処理は、衛生水準の確保に欠かせない。これこそが社会のインフラの第一である、と私の持論ですが、一般廃棄物（し尿）の運搬収集については、近年市町村がが、発注・委託する際に随意契約から競争入札への流れがあらわれます。これについては、なぜか「競争入札は善である」という思い込みがあるように思います。随意契約は民間の低廉なコストを活用して、社会の安心・安全を維持しているための、行政としての長期の計画性を持った施策と捉えていただくべきではないでしょうか。

今のような民間を使うシステムが立ち行かなくなったらどうなるでしょうか。廃棄物の収集・運搬を行っている業者が疲弊の挙句に次々に廃業し、ある日気が付いたらその仕事する者がいなくなった。そうでなくとも、いつも収集が縮小

大阪府衛生管理協同組合
編集事務局・広報部
〒556-0011 大阪市浪速区
難波中2丁目7-25
TEL 06-6633-2460
FAX 06-6633-1652

しかも廃棄物は毎日休まず出てきます。局地的な災害時ならともかく、日常の生活の中で「もう少ししたら、収集できるようにしますのです……」は通用しないのです。

さて、訪日外国人が増え
て日本ではチップ制の無い
ことが、社会の美徳であるか
のように言われております。
しかしサービスには、必ずコ
ストがかかっています。誰か
が、どこかで負担しています。
そのコストをゼロにすれば、
その支える者のないサービス
は衰退します。そういう意味

で、チップ制はサービスのコストを人に気付けさせる一面があります。ボランティアなど無償の行為は、貴いものです、社会のシステムとして永続性を求めるなら、長い目で見て経済的に無理のないことが大切です。「武士は食わねど、高楊枝（たかようじ）」と言って一週間も高楊枝でいたら、空腹で倒れるのがオチでしょう。

一般廃棄物の処理についても、事業の確実性・永続性を考えたうえで、国からは六・一九課長通知さらに最高裁判決では踏み込んだ言葉で「一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるよう」また「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていない」と判断していたきました。これを国

も受け止めまして、『受託料
が受託業務を遂行するに足り
る額であること』（廃棄物処
理法施行令）が定められてお
り、経済性の確保等の要請で
はなく、業務の確実な履行を
求める基準であること』とい
う十・八部長通知が出された
のであります。

し尿をはじめとして人間の営みに伴う一般廃棄物の処理が適切適正に行われるということは、立派な社会基盤、インフラだという事はお理解いただけます。当然、ただけるとは思います。当然、社会の安定のためにはこれを守らなければなりません。つまり安定し、永続性のある事業でなければなりません。しかし、この視点が見失われがちです。

一般廃棄物処理というインフラを維持するためには、社会全体としてそれなりの覚悟をしていただきたいのです。一般廃棄物の処理という大勢の人間が組織がかかわるシステムがいったん失われると、再構築するには大変な労力と費用が必要です。そのために既存の社会資源を生かしていくという立場から、我々の業界を考えていただけたらと願っております。

行政の関係者にはそのことをしっかりと認識していただきたいし、我々も声を上げていかなければなりません。そのためにも、「今日という日は、残りの人生の最初の日である」との言葉を心の支えとして、これからも廃棄物処理の社会性を訴えていきたいと思っています。

今後ともよろしくお願い申し上げます。

残暑お見舞い申し上げます (平成30年)

理事 長	副理事 長 統制 渉外 委員 長	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	副理事 長 広報 委員 長	理事	理事	理事	理事	副理事 長 総務 委員 長	理事	理事	監事	監事	顧問
米田健司	桎木隆弘	三ツ川浩一	森 広治	齋藤純代	松藤公成	野中久泰	永田伊智朗	辻 貴之	蓬萊谷勝玄	片山 敏	金澤 一也	菅 直人	瓦谷昇次	柿花江美	藤野静男				

理事会のあゆみ

定例理事会の開催状況

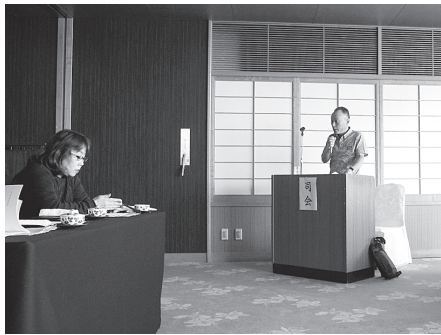
- 平成29年4月19日
・平成28年度決算報告及び平成29年度予算案の件
いづれも総会提出の案として承認された。
- 第53期通常総会について
総会運営の手順、役割分担について打合せした。
- 仮設便所等での無許可営業について
行政機関に申し入れを行うこととし、具体策について後日検討することとなった
- 「中浜」夾雑物について
組合員に対し注意喚起することとなった。
- 平成29年6月21日
・事業継続計画（BCP）について（理事研修）
「東京海上日動」から講師を迎え、災害時等の事業の継続について研修を行った。なお要旨は、各組合員宛て配布済み。
- ・新理事の担当分担について
新理事の紹介と担当分担を行った。
- ・組合員の動向について
組合員二社退会の報告があった。
- ・正副理事長の大阪市内談内容の報告があった。
- 平成29年7月19日
・事業承継について（理事研修）
法務顧問により事業の世代への承継について研修が行われた。なお要旨は、各組合員宛て配布済み。
- ・建設現場の仮設トイレ等に

- ・正副理事長が府に出向き要望を伝えることとなった。また、プロジェクトチームをめざすこととなった。
- ・組合ニュースについて
事務局から提出の原稿案が承認された。
- 平成29年9月21日
・建設と廃棄物処理について
経過報告があり、HPを改訂するとともに、無許可業者費内容証明を法務顧問名で出すこととなった。
- ・大阪市環境局研修のあらましについて
8月29日開催の研修会のあらましが報告された
- 平成29年10月18日
・建設と廃棄物処理について
組合HPが改訂されたこと。無許可業者に対し「内容証明」を送付し、反論があったこと。行政の動きについて報告があった。
- ・理事の補選について
理事一名の死去に伴い補選を行うこととなった。
- 平成29年11月15日
・組合ニュースについて
一月号の構成、内容を検討した。
- ・組合事業の進捗について
無許可業者から流れてきたと思われる受注状況について報告があった。
- ・理事の担当分担について
理事の補選に伴い新理事の担当を決めた。
- 平成30年1月7日
・当業界の事業展開について
工事現場での仮設トイレ清掃について建築業界への働きかけ方を検討することとなった。

- ・仮設トイレの受付けについて
組合HPの仮設トイレ関係の記載について検討した。また、汲取り料金が市公定料金と異なる事例について報告があった。
- 平成30年2月21日
・組合新年度事業について
工事現場仮設トイレ清掃に働きかけ方を検討する。行政側へ一・二八最高裁判決の趣旨を啓発してゆく。市民を意識した法令順守について研修を行う
- ・次期総会と定款の見直しについて
次期総会場所と、議題について検討した。
- 平成30年3月22日
・次期総会と定款の見直しについて
総会開催地と親睦旅行の行程および理事数の下限の見直しについて検討した。
- ・組合新年度事業について
六月に法令順守関係、七月に事業承継税制相続について理事研修を行い、要旨資料をとりまとめたうえで組合員に配布する。
- ・三月八日開催の市処分取扱要綱改正説明会の報告があった。

平成30年度(第54期)通常総会開催

- 平成三〇年五月一七日(木)
午後三時、兵庫県洲本市古茂江海岸「ホテルニューアワジ」にて開催された。
- 定刻に至り司会の片山副理事長が開会を宣し、本日の出席状況を報告(出席、委任状)、総会の成立を告げた。米田理事長挨拶、祝電披露の後、議案審議に先立ち議長として柎木副理事長が選出された。



第1号議案 平成29年度事業報告が事務局からあり、可

- 否を諮ったところ異議なく承認された。
- 第2号議案 平成29年度収支決算関係について、組合顧問脇田税理士から説明の後、瓦谷、柿花両監事による監査結果報告があり、可否を諮ったところ異議なく承認された。
- 第3号議案 平成29年度事業計画案が事務局から説明があり、可否を諮ったところ異議なく承認された。



- 第4号議案 平成30年度収支予算案について脇田顧問税理士から説明があり、可否を諮ったところ異議なく承認された。
- 第5号議案関係
理事の高齢化も進んでいるが現行の理事数(13人)は、定款で定められた人数の下限であり、今後、理事の中に続行不可能な者が出た場合は、組合の活動が停滞することもあると考えられることから理事定数の下限を11名にする提案が事務局からあり、可否を諮ったところ異議なく承認された。



総会終了後は、まずは夕陽に染まる海を眺めながら名湯でしばしくつろぐ。そのあとも、温泉に出たり入ったりと日頃の疲れをいやす。また、理事長、副理事長打ちそろっての2次会では、毎日の厳しい仕事は何処へやら。ポップス、演歌のオール

スターショー。その一方では尽きせぬ話題についてい時間忘却。
明けて翌一八日は、淡路島唯一の酒蔵見学と神国日本が源の伊弉諾(いざなぎ)神宮。しっかりと幸先を祈願したところで、昼食は、淡路牛のステーキを頂く。昨年の松阪牛に比べれば…との厳しい判決に、旅行社も平身低頭。いやはや、一度贅沢を覚えるとなかなか大変との満座の声。それでも、食後は、ただちに土産用にと売り場に突撃、両手には肉の山。
胃の皮が突っ張れば目の皮がたるむとか。身も心も満たされて、極楽のハスならぬバスでの一眠り、いかにも心地よき寝息がそここで。ひと時の午睡から覚めれば恒例のビンゴ。二日連続の御食国(みけつくに)グルメパワーで盛り上がること盛りあがること。あとは、一路難波へ。みなさまおつかれさまでした。バスも自家用車も全員無事で、感謝します。

中浜清掃日程

九月以降の流注場の清掃予定が次のとおりとなった。
投入の各組合員は、日程に合わせ計画的な作業をお願いします。

【受入槽定期清掃】

- 平成30年9月19日(水)
11月21日(水)
- 平成31年3月27日(水)

【貯留槽定期清掃】

平成31年1月23日(水)
※なお、清掃日当日は終日搬入停止となります。

《組合法律顧問から》

木村法律顧問の新事務所は次のとおりとなりました。組合員については最初の一時間だけでなく、以降も無料で相談に応じていただけるのとこと。

大阪市中央区
高麗橋4-6-14
SI横堀ビル1階
木村組合法律事務所
電話 06-4963-3813

お見舞いと お気づかい

この度の大阪府北部地震と西日本豪雨により被災された皆様ならびにそのご家族の皆様にご心よりお見舞い申し上げます。皆様の安全と被災地の一日も早い復興を心より祈り申し上げます。また、お見舞いのご連絡を下さった方々に厚く御礼申し上げます。